

児童の権利について

小出加奈子(サマリー監修：國信潤子)

児童の権利についての条約や研究書を読んでみて、児童の権利といっても領域は広く、さまざまな領域がかかわってくるのがわかりました。児童の権利についてジャン・シャザルは「子どもの権利」(1959年)という本のなかで「子どもの権利というものは、実は子どもがもっているさまざまなニーズの法的承認にほかならない」とのべています。

その内容として1)物質的・生物的要求、2)安全と愛情に対する生命的情緒的要求、3)理解されたいという情緒的であると同時に知的な要求、4)成長の要求、外界発見の要求、自己主張の要求—教育を受ける権利をあげています。大人とは違う弱い者として保護される権利、つまり生存者と教育権(発達権)が子どもの権利の中核であるといえます。

「子どもの人権」ということばが日本にあらわれたのは明治時代であり、それがさらに社会的な広がりを持ち始めたのは国際連盟のジュネーブ宣言のころです。この宣言は1924年国際連盟が戦争の子どもにおよぼした惨禍の深い反省のうえに採択されたのです。

この宣言のなかで生存をおびやかされ、発達が遅れている子どもへの社会的な救助と援助がはじめて世界に呼びかけられました。子どもを持つすべての男女、大人たちの申し合わせとしてこの宣言を世界の福祉事業に生かしていくことが期待されました。しかしその後人々のこの努力にもかかわらず、第二次世界大戦では子どもに再び大きな犠牲を強いることになりました。

第二次大戦後、1948年に国際人権宣言を採択し、子どもにたいする人類の義務の自覚と決意のもとに「子どもの権利宣言」(1959年)を採択しました。しかし宣言や憲章は政府や自治体がこれを守ることを義務付けた法律とは異なります。こうして法律として1989年「子どもの権利条約：児童に関する権利条約」が国連によって採択されました。このように子どもの権利条約成立までには長い歴史があるのです。この歩みをみればこの条約の理念がわかります。子どもの権利、人権を保障することとは本来人間である限り、大人も子どもも区別なく等しく保障されなければならないのです。

しかし、開発途上国では今も毎年約1400万人の子どもが5歳の誕生日を迎えることなく死亡しています。また約1億5000万人の子どもが絶対的貧困のもとで生活しているということです。劣悪な条件のもとで働かされている子どもたちや戦争にかりだされる子どもたちも多くいます。例えば読んだ本のなかで、タイの貧困な村の子どもたちが親元を離れて出稼ぎにゆき、

家族のために働いています。日本ではまだ義務教育の最中である 14・15 歳の子どもたちが働いているのです。生活のままならない状況におかれた子どもたちがいることについて私は今まで考えることもなかったのです。毎日食事もできない子どもたちなど私の周りにはいないし、関係ないと思っていました。しかし大学生になってこのような領域の勉強を始めて考えるようになりました。開発途上国の子どもたちの生活格差に驚き、かわいそうだと思ったのが正直な感想です。しかし同情だけでは何もかわりません。

他方、日本のような先進国といわれる社会でも子どもの人権の問題はあります。親による子どもの虐待、教育の荒廃、そして少年犯罪の増加などです。今、子どもたちは重大な事態に直面しています。経済の低迷、社会の変化、国際関係などが相互に構造的に関連をもちながら進行しているのです。こうした危機的な状況を克服するためにも子どもの権利保障を確保する国際的に法的拘束力のある条約制定が必要になったということです。

最近、厚生労働省は児童相談所などに対して子どもの虐待などが通報された場合には組織的に対応すること、調査をすること、例え親でも非協力的な場合には立ち入り調査も積極的におこなうように指導するようになっていますが、実際には対応の難しさが指摘されています。子どもを虐待する親の気持ちを理解するのはむずかしいことです。虐待の体験のある人は子どもにも虐待を繰り返すことが多いともいわれています。また身体的虐待の加害者となる大人たちの多くはその人自身が孤立しているといわれます。母親が子育てで育児ノイローゼになるのも同じです。献身的なよき母親像に自分が当てはまらないと思ひ込むことによってさらに孤立を深めていくこともあるようです。しかし他方、母親はもっと解放されていいという考えから子どもを放置してしまう人もいます。母親なら誰でも育児を立派に行えるはずだという考えは実態からかけ離れた神話です。そうした社会通念に女性は長く苦しめられてきました。母親一人が育児に孤軍奮闘してこれ以上疲労感を強めないように他の家族員、地域、社会的育児支援などが検討される必要があります。こうした社会・文化的環境整備は子どもの健やかな成長を保障するためにも不可欠な要素です。子どもは人権の主権者でありながら、自分でその人権を守り、主張していくことはできないのです。必ず代弁者が必要になります。このためには大人が教育、福祉の基本を理解し、自己の生活で自分自身の人権について考える余裕が必要なのではないでしょうか。

(國信基礎ゼミレポートより)